



# 物質代謝と法

胡澤 能生

# 持続可能社会法学の樹立に向けて

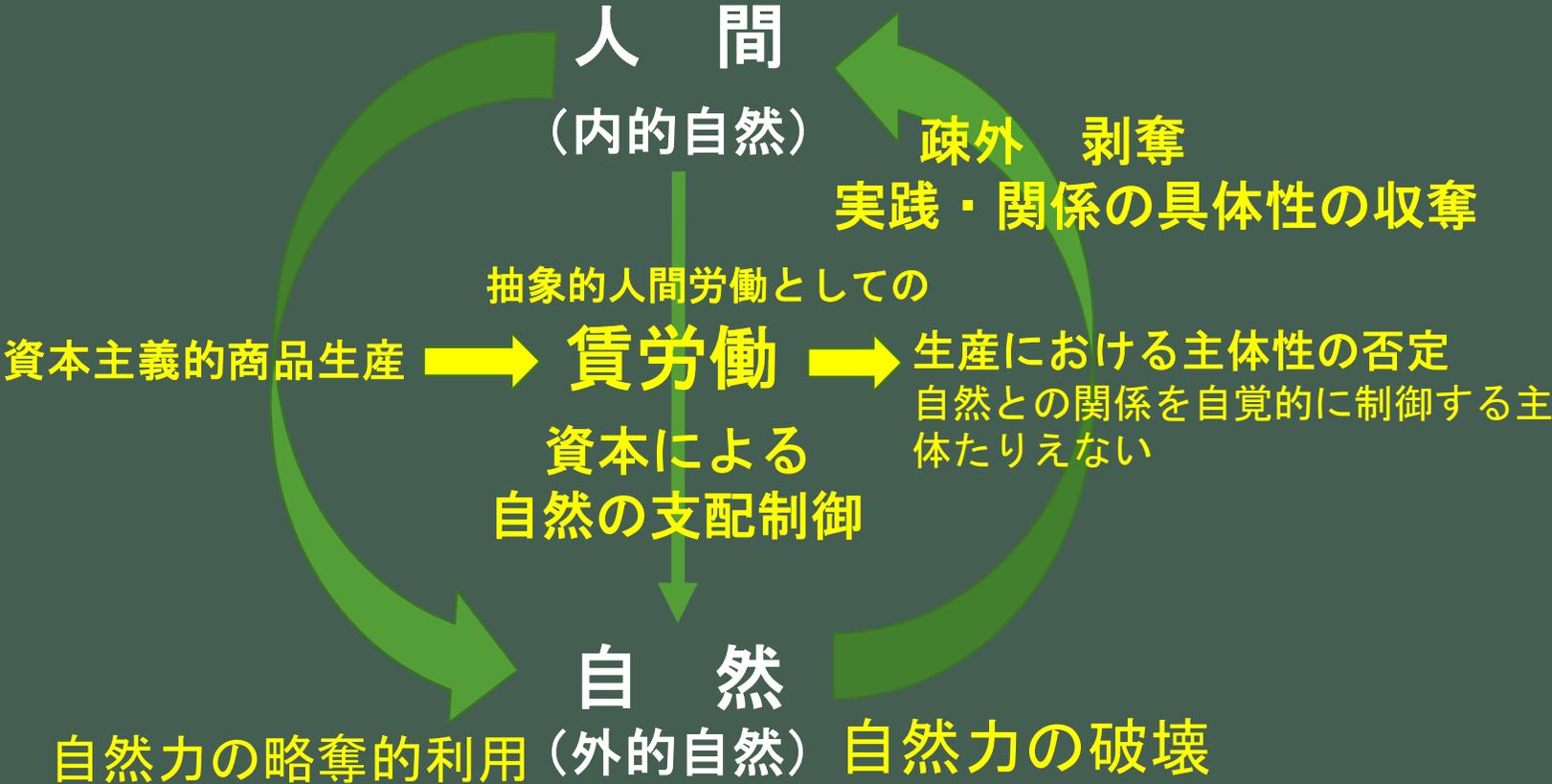
【持続可能性・物質代謝・法】のトリアーデ（三大嘶）

1. 全ての持続可能性の根源を、人間と自然との正常な物質代謝関係の維持管理に求める。すべての環境問題・自然破壊の根源を、物質代謝関係の攪乱に求める。
2. 物資代謝の攪乱の根源を、物質代謝を媒介する「労働」の特殊な歴史的形態性（労働力の商品化による抽象的人間労働）に求める。
3. 物質代謝の攪乱を支える法インフラ＝資本主義法の脱構築・再構築  
＝持続可能社会法学

# 物質代謝



# 物質代謝の攪乱



# 資本主義法概念のクリティーク

## 土地所有権を事例として

1. 資本主義の下での所有権の脱倫理化

2. 関係の具体性の収奪を媒介する抽象的所有権概念批判

①主体、②客体、③主体と客体の関係、三局面での抽象性

3. 本来的に自由な所有権に対する外的規制の限界

4. 規範性の根拠としての「意思自由」と法概念

①法人格：自由意思主体としての独立平等の法主体、②契約：法人格者間の自由な意思関係、③私的所有：自由な意思による物【商品】支配

→いずれも基本的に制約のない意思自由が土台に。自由の意識→人間が自然を征服し物質的な豊かさを確保すること、これにより人間が自己自身の自然性を克服（ヘーゲル）

言語世界としての法はいかにして非言語世界（自然）の摂理を規範として受容すべきか。

# 所有権概念の転換

1. 方法：憲法による私的所有の一般的保障と、個別立法を通じた権利内容の具体的可変的充填

事例 ①原発経済から再生エネルギー経済への転換に伴う所有権の変動（ドイツ）

②地主的土地所有から農民的土地所有への転換（農地改革・日本）

2. K.マルクスの物質代謝論

自己の労働に基づく所有＝「**個体的所有** das individuelle Eigentum」の否定が私的所有。この否定の否定＝「**個体的所有**」の**再建**。私的所有に代わる個体的所有の再建が、自然に対する敵対的關係、物質代謝の攪乱を回避し自然との持続的な關係を形成する一つの条件。

3. 農地法上の耕作者主義：<経営主宰＋農作業常時従事＋土地所有権ないし賃借権>の三位一体→**自己労働に基づく個体的所有実現の条件**

- 農作業常時従事要件→権利取得者の**全人的生活スタイル**にかかわる要件。→農地の近傍での居住→生産に従事する場が同時に生活の場であるという、**生産と生活の一体性**
- この生活スタイル→水資源、里山、山林その他の**自然資源**や、祭り等の**文化資源の共同的維持管理にも従事。地域社会の担い手。**
- 物質代謝過程が、直接労働に従事する者の意思の下に置かれ制御：長期にわたる微生物空間としての**土壌培養、地力維持**
- 人間と自然の**総体的關係性**を確保する重要な機能

## 個体的所有としての農地所有権とその応用

- 農地法上の農地所有権の権利主体は、「人＝自由な意思主体」一般ではなく、このような全人的生活スタイルを充足する具体的人間
- 所有客体である農地と主体との関係：農地に対する権利取得要件(経営主宰＋農作業常時従事義務)として具体的に規定。

→本来自由な観念的所有権に、農地法が外から例外的に規制をかけているのではない、農地法による農地所有権の具体的内容規定

農地法という個別立法が、世代を超えて継承されてきた、農地を含む自然との物質代謝関係、農村社会に実在する労働・所有関係（＝個体的所有）を規範として表現

### 他の対象に即した所有権概念再構築への応用

- 企業所有権：〈経営と労働と所有〉の三位一体という農地所有権の内容と類似する企業所有権の構成を展望
- 都市における土地所有権：住民自らが土地を出資し、事業を経営し、労働にも従事する、この労働過程＝物質代謝を媒介する、新たな土地所有権の展望